

2019 年度 愛知県 事業計画

都道府県法人番号

1000020230006

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
強化事業			
強化事業(各メニュー合計)	2,991	10,097	13,088
推進事業及び活性化事業			
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	2,536	2,536
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	1,463	969	2,432
4.消費生活相談体制整備事業	-	110,661	110,661
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	364		364
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	6,598	100	6,698
うち、先駆的事业	-	-	-
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	11,416	124,363	135,779

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	595,347	
都道府県予算	127,492	
管内市町村予算総額	467,855	
支出等額(強化事業(交付金)を除く)	122,691	
支出等割合(強化事業(交付金)を除く)	21%	21%

↑ 常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 ()
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 ()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

今年度都道府県及び市町村が実施する強化事業(交付金)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県		市町村	
	事業経費	交付金対象経費	事業経費	交付金対象経費
1. (1)①消費者安全確保地域協議会の構築等			4,164	2,081
1. (1)②障害者に対する消費生活相談の整備			54	27
1. (1)③食品ロス削減の取組				
1. (1)④倫理的消費の普及・促進			6,505	3,252
1. (1)⑤消費者志向経営の普及・促進				
1. (2)①地方公共団体における法執行体制の強化	372	186		
1. (2)②若年者への消費者教育の推進	4,500	2,250	7,688	3,842
1. (2)③訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備				
1. (2)④風評被害の防止のための取組				
1. (2)⑤公益通報者保護制度の推進				
1. (2)⑥適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援	1,110	555		
1. (2)⑦原料原産地表示の普及・啓発				
1. (2)⑧消費税率引上げ及び軽減税率制度導入への対応				
1. (2)⑨ギャンブル等依存症対策に係る取組				
1. (2)⑩高度情報化社会に対応した消費生活相談対応の実施				
2. ①国が指定する研修への参加			1,795	895
2. ②国が指定するテーマで研修の開催				
合計	5,982	2,991	20,206	10,097

別表2 都道府県実施事業分(推進事業及び活性化事業)

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			31年度 本予算	30年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	①消費生活相談員等キャリアアップ研修 相談員向け(未就業者〔資格を保有するが窓口に勤務していない者〕含む):18人・5日間、行政職員向け:8人・1日間【交付金】 ②国民生活センター等研修派遣(15人、3日間、1回+3人、3日間、2回)【交付金】 ③国民生活センター等消費者教育関連研修派遣(2人、3日間、1回)【交付金】	1,463	1,463			①キャリアアップ研修経費(旅費) ②国民生活センター研修経費等(旅費・負担金) ③国民生活センター等消費者教育関連研修経費(旅費・負担金)
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	①市町村直接支援事業(巡回指導:130日)(OJT研修:60日)【交付金】	364	364			①市町村直接支援事業(旅費・需用費)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	①消費者教育推進支援事業【交付金】 ②情報発信力強化事業【交付金】 ③消費者安全確保地域連絡協議会運営費【交付金】	2,244	2,244			①講師の報償費・旅費、啓発資料購入の需用費、役務費、委託料 ②メルマガ発信に係る委託料 ③座長・講師の報償費、出席者等旅費、会議資料費・食糧の需用費
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	①消費生活相談員等キャリアアップ研修(50人規模。相談員向け(未就業者〔資格を保有するが窓口に勤務していない者〕含む)5日間、行政職員向け1日間)【交付金】 ②消費生活相談体制充実・強化に係る研究会の開催(1回)【交付金】 ③専門分野チームに係る研究会の運営(3チーム)【交付金】 ④消費者あんしんサポートあいちの運営【交付金】	4,354	4,354			①キャリアアップ研修業務委託(委託料) ②研究会(講師等の報償費・旅費、職員旅費、食糧費(需用費)) ③研究会(専門家の報償費・旅費) ④消費者あんしんサポートあいち運営(専門家等の報償費・旅費、通信費(役務費)) ⑤市町村職員用相談対応マニュアルの印刷(需用費)
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		8,425	8,425	-	-	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	○国民生活センター主催の研修会への参加支援
	(強化)	市町村支援のための県相談員のスキルアップ、資質向上等を図る。 ①消費生活相談員等キャリアアップ研修への参加支援:相談員(未就業者〔資格を保有するが窓口に勤務していない者〕含む):5日間 行政職員対象:1日間<H25年度からの継続事業> ②国民生活センター等主催の研修会への参加支援<H25年度からの継続事業> ③国民生活センター等主催の消費者教育にかかる研修会への参加支援<H27年度からの継続事業>
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	○なし
	(強化)	①市町村の消費生活相談体制の充実・強化の取組を支援する。 ・県の相談員による市町村巡回指導(130日)<H25年度からの継続事業> ・県の相談窓口により市町村相談員等を受け入れOJT研修(60日)<H27年度からの継続事業>
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	○広報紙・啓発紙の発行、出前講座、特定のメディアへの広報など
	(強化)	①消費者教育推進支援事業<H25年度からの継続事業> ・学校や地域等で開催される研修会等に消費者教育の専門家を講師として派遣する。 ・講師派遣(消費者向け20回・指導者向け14回) ②情報発信力強化事業<H28年度から継続事業> ・消費生活情報に関するメルマガ配信システムを運用し、情報提供を行う。 ③消費者安全確保地域連絡協議会運営費<H28年度からの継続事業> ・「消費者安全確保地域連絡協議会」を運営する(年1回)。
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	
	(強化)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	
	(強化)	

⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	なし
	(強化)	①消費生活相談員等キャリアアップ研修:相談員(未就業者〔資格を保有するが窓口に勤務していない者〕含む)対象:5日間 行政職員等対象:1日間 各回50名程度の選択受講方式) <H29年度からの継続事業> ②消費生活相談体制充実・強化に係る研究会:市町村職員を対象に、消費者行政・消費生活相談のあり方・先進事例等の説明・紹介を行い、充実強化の動機付けとする。(1回実施) <H26年度からの継続事業> ③専門分野チームに係る研究会の運営:県に専門分野チームを3分野設置・運営するとともに、県弁護士会等の支援のもとに研究等を行う。 <H26年度からの継続事業> ④消費者あんしんサポートあいちの運営:県弁護士会等と連携・協働し相談の早期解決を図るとともに、困難事案の解決力・対応力を強化する。 <H27年度からの継続事業> ⑤市町村職員用相談対応マニュアル作成 <H26年度からの継続事業>
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日数 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

6. 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領、地方消費者行政活性化基金管理運営要領の各別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表3 管内市町村実施事業分(推進事業及び活性化事業)

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			31年度 本予算	30年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	日進市、津島市、半田市、大府市	4,012	2,536	-	-	事務所及び事務機器に係る賃借料
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)		-	-	-	-	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)		-	-	-	-	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)		-	-	-	-	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		-	-	-	-	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)		-	-	-	-	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	瀬戸市、春日井市、豊山町、江南市、扶桑町、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、武豊町、みよし市	1,045	969	-	-	消費生活相談員、消費者行政担当者の研修参加支援
⑧消費生活相談体制整備事業	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、豊山町、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、東三河広域連合	155,737	84,155	26,506	-	消費生活相談日数増に伴う消費生活相談員の拡充、報酬引き上げ
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	尾張旭市	100	-	100	-	消費者被害の未然防止のための啓発
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)		-	-	-	-	
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)		-	-	-	-	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)		-	-	-	-	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)		-	-	-	-	
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務		-	-	-	-	
合計		160,894	87,660	26,606	-	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日数 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
117 人	59,796 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
25 人	
対象人員数計	追加的総費用
117 人	115,523 千円

別表4 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額(基金活用分は除く)

交付金分	122,691 千円
うち都道府県分	8,425 千円
うち管内の市町村合計	114,266 千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	- 千円
うち都道府県分	- 千円
うち管内の市町村合計	- 千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	94,891 千円	120,765 千円	127,492 千円	32,601 千円	6,727 千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	1,969 千円	2,991 千円	千円	1,022 千円
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	7,639 千円	8,425 千円	千円	786 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	- 千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	94,891 千円	111,157 千円	116,076 千円	21,185 千円	4,919 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	258,476 千円	444,107 千円	467,855 千円	209,379 千円	23,748 千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	6,071 千円	10,097 千円	千円	4,026 千円
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	134,799 千円	114,266 千円	千円	-20,533 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	124,822 千円	108,263 千円	千円	-16,559 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	258,476 千円	303,237 千円	343,492 千円	85,016 千円	40,255 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	353,367 千円	564,872 千円	595,347 千円	241,980 千円	30,475 千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	千円	8,040 千円	13,088 千円	千円	5,048 千円
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	千円	142,438 千円	122,691 千円	千円	-19,747 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	124,822 千円	108,263 千円	千円	-16,559 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	353,367 千円	414,394 千円	459,568 千円	106,201 千円	45,174 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人
うち都道府県	人
うち管内市町村	人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	- 人
うち都道府県	人
うち管内市町村	人
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	- 千円
うち都道府県	千円
うち管内市町村	千円
④③を含めた交付金等対象外経費	459,568 千円
うち都道府県	116,076 千円
うち管内市町村	343,492 千円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合※	21 %
うち都道府県	7 %
うち管内市町村	24 %

※交付金等支出額は、強化事業分及び先駆的事業分を除いたもの

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	- 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	22 人	今年度末予定	相談員総数	22 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	22 人	今年度末予定	相談員数	22 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上	○	相談員報酬の増額(月額主任相談員:800円/月)、月額相談員:800円/月、日額相談員:50円/月)
②研修参加支援	○	市町村支援のためのスキルアップ、資質向上等のため、国民生活センター等の研修に、より多くの相談員を参加させる。
③就労環境の向上		
④その他		

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
		計	0		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。